

前回のQ Aからの変更点

* 変更履歴を赤字で表記しています。

【一部設問における回答文言の変更】

8 軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等の運営者の方向け

問2

Q：施設運営に携わる労働者に対して、感染防止対策について指導を行う際に配慮すべき点を教えてください。

A：軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等では、平常時と同様の業務を実施する場合であっても、以下の例のとおり、感染防止のための装備や、消毒の実施、換気の徹底等、作業環境や作業方法が異なります。施設運営に携わる労働者に対して感染防止対策の指導を行うことは、作業内容を変更した際に労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行うことと同様に、事故・感染防止に重要と考えられます。

(例)

- ・ 清掃の際には、手袋、サージカルマスク、目の防護具、長袖ガウンを使用し、~~0.1%~~次亜塩素酸~~ナトリウム~~~~0.1%溶液~~及びアルコールによりドアの取手やノブ、ベッド柵等を拭く必要があること。また、室内の家具・備品の消毒及び十分な換気を行う必要があること。
- ・ 体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、長袖ガウン、サージカルマスクを付け、80℃以上の熱湯に10分以上つける又は0.1%次亜塩素酸~~ナトリウム~~で消毒を行う必要があること。

このため、労働者が従事する作業内容に応じた感染防止対策について、保健所又は感染管理に知見を有する医師等から各業者の責任者等に対して指導を行っていただき、事前に防止対策の要点を労働者に周知徹底する必要があります。

また、新規採用者や今般の対応に伴う配置転換に伴い初めて当該業務に就く者、外国人労働者等を含め、すべての労働者が内容を十分に理解できるよう丁寧に説明していただき、教育の実施状況を確認していただく必要があります。